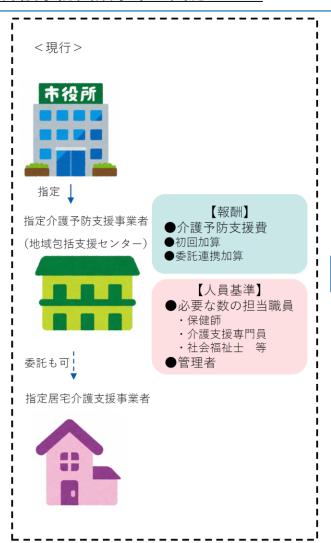
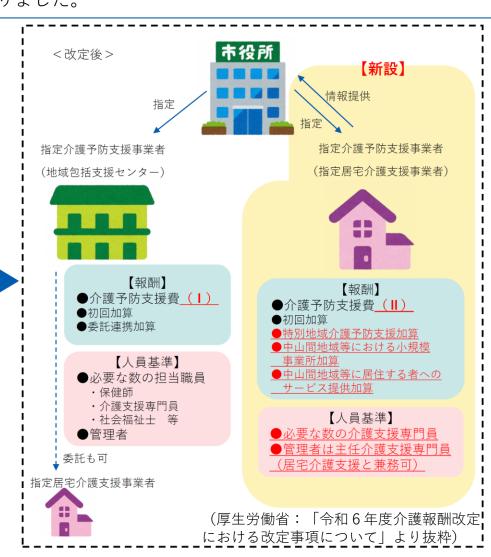
介護予防支援事業者の指定について

令 和 6 年 5 月 2 3 日 第11回介護保険運営協議会 資料 2 (議題2関係) (当 日 配 布 資 料)

1. 介護保険法の改正

◆ 介護保険法改正により、令和6年4月から地域包括支援センターの設置者のほか、<u>指定居宅介護支援事業者が指定を</u> 受けて介護予防支援事業を実施できることになりました。





介護予防支援事業者の指定について

2. 新規指定の事業所

サービス種別	法人名	事業所名	指定年月日
介護予防支援	社会福祉法人竹恵会	けんちの里指定居宅介護支援事業所	令和6年4月1日
介護予防支援	株式会社ケアーズ	東久留米白十字訪問看護ステーション	令和6年4月1日
介護予防支援	有限会社 たんぽぽ	有限会社 たんぽぽ	令和6年4月1日
介護予防支援	キッケル株式会社	居宅介護支援事業所きっける	令和6年4月1日

※介護予防支援事業とは・・・

要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。